

宿泊事業者原油高騰等緊急支援事業費補助金交付要綱

令和4年7月8日
商工観光労働部
観光経済交流局
観光推進課

(趣旨)

第1条 県は、コロナ禍の中、原油価格上昇や物価高騰等の影響により、経営状況が悪化した宿泊事業者に対し、コスト削減に資する省エネルギー機器やシステム導入等に係る経費への支援を行うことで、宿泊事業者の経営基盤強化を図るため、予算で定めるところにより、宿泊事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業者及び市町村が設置する宿泊施設又は観光施設等を管理する者を除く。）をいう。

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 宮崎県内に所在する宿泊施設を現に営む宿泊事業者であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (4) 第1条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。ただし、既に国や普通地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項の普通地方公共団体（以下、「地方自治体」という。）及び他の補助金の交付を受け又は受ける予定の経費については対象外とする。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

- 2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 旅館業営業許可証の写し
 - (2) 見積書等の補助対象経費の内訳がわかるものの写し
 - (3) 第3条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
 - (4) 第3条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
 - (5) 第3条第4号に係る誓約書（別記様式第4号）

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) 補助事業により取得する財産の納品及び実施する工事については、補助金の交付決定のあった年度の12月31日までに完了すること。
- (5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第10条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の1月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 領収書など補助対象経費の内訳がわかるものの写し

(4) 整備前後の写真

- 2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付を申請し、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第6号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 補助金の交付決定を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、県は、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を対象経費以外に利用したとき。
- (2) 対象事業を実施しなかったとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

(書類の提出部数等)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年7月8日から施行し、令和4年度の予算に係る宿泊事業者原油高騰等緊急支援事業費補助金に適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助率等
<p>宿泊事業者が取り組むコスト削減に資する経費</p>	<p>宿泊事業者原油高騰等緊急支援事業費補助金 実施要領の別表に掲げる物品購入又は施設改修等に要する次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費 ・ 備品購入に伴う施工費（施工に伴う運搬費を含む。） ・ 委託費 ・ 設計管理費 ・ 工事費（附帯工事費を含む。） ・ その他必要と認める経費 	<p>(補助率) 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>(補助上限額) 1,500千円</p>